

議案 1 地域公共交通計画（地域内フィーダー系統に係る計画）の変更について（資料 1）

令和 6 年度第 2 回宍粟市地域公共交通会議（令和 7 年 1 月 28 日開催）において、小型バス路線（循環線除く）の運行日の変更について協議が行われ、平日と比べて利用の少ない祝日について、運転士不足のため、令和 7 年 4 月 1 日以降運休することが承認されました。

この運休に伴い、令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助金）の対象である 11 系統のうち 9 系統について、令和 7 年 4 月～9 月における計画運行日数及び計画運行回数が変更となります。このように地域公共交通計画に変更がある場合、事前に地方運輸局長へ届け出る必要がありますので、添付の書類によりご確認のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降の運休は、篠陽タクシー有限会社が運行する蔦沢線・大谷線についても同様に実施いたします。

議案 2 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について（資料 2）

自家用有償旅客運送の登録を受け、宍粟市一宮町三方地区、繁盛地区で運行されている「三方繁盛つれてってカー」について、2 年間の登録の有効期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって終了することから、更新登録の申請について本会議において協議し、合意を得たうえで管轄の地方運輸局長へ申請を行う必要があります。つきましては、添付の書類によりご確認のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

陸上交通様式第 1（日本産業規格 A 列 4 番）

宍市ま第 号
令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍市地域公共交通会議
住 所 宍市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 富 田 健 次

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 25 日付け近運交交第 4 6 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 7 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

表 1

- ・ 申請番号(1)
市役所前～山崎～下宇原 1 の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(2)
山崎～下比地の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(3)
はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(4)
皆木～上垣内の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(5)
総合教育センター～皆木の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(6)
皆木～飯見詰所北～皆木の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(7)
エーガイヤちくさ～内海口の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(8)
エーガイヤちくさ～別所の計画運行日数、計画運行回数
- ・ 申請番号(10)
エーガイヤちくさ～倉谷の計画運行日数、計画運行回数

○ 変更理由

- ・ 対象の系統の運行日を祝日運休とする変更を行うため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 7 年 月 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バス路線の地域支線がある。

隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。

いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（1）事業の目標****【利用者数】**

（1）市役所前～下宇原 1	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（2）山崎～下比地	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（3）はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知溪谷	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（4）皆木～上垣内	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（5）総合教育センター～皆木	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（6）皆木～皆木	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（7）エーガイヤちくさ～内海口	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（8）エーガイヤちくさ～別所	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（9）エーガイヤちくさ～土井	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（10）エーガイヤちくさ～倉谷	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（11）エーガイヤちくさ～倉谷口	1 便あたり 2 人以上の利用者数

【収支】

支線として運行する路線の収支率 4.6%以上を目標とする。

【公的資金投入額】

支線として運行する路線の公的資金投入額を 54,000 千円以内とする。

（2）事業の効果

- ①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
- ②交通空白地域の解消
- ③通勤・通学手段の確保
- ④定額運賃による利便性の向上
- ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者）
- ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(1) 運行系統の概要

路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線（幹線）	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線（支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日祝運休（一部土運行）	小型車両

(2) 運賃 200 円

(3) 運行予定者 株式会社ウイング神姫
支線の詳細は表 1 のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る 11 系統について、その運行に係る費用のうち、央栗市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年6月28日（R5 第1回）R6 フィーダー計画の協議、地域公共交通計画の策定について
- ・令和5年10月28日（R5 第2回）地域公共交通計画の策定について
- ・令和6年1月31日（R5 第3回）事業評価の協議、地域公共個通計画の策定について
- ・令和6年3月4日（書面協議）地域公共交通計画の承認
- ・令和6年3月21日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知
- ・令和6年6月27日（R6 第1回）R7 地域公共交通計画別紙の提出について
- ・令和7年1月28日（R6 第2回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について
- ・令和7年2月 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。
また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ハで該当する要件 （別表7のみ）
兵庫県 中央市	株式会社ウイング神姫	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	246日	1107回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	246日	984回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3) はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・中安瀬・深河谷臨時所前・福知公民館前	福知溪谷	99日	297回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4) 皆木～上垣内	皆木	総合教育センター・今市・谷公民館前	上垣内	99日	297回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5) 総合教育センター～皆木	総合教育センター	はがてらず(波賀市民協働センター)・水谷公民館前	皆木	147日	441回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	147日	294回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7) エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣・早田	内海口	148日	296回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8) エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	別所	196日	196回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9) エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	土井	48日	96回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	148日	310回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	48日	96回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和 7 年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 三方繁盛つれてってカー運営委員会
 住 所 兵庫県宍粟市一宮町上岸田 5 7 6
 代表者の氏名 進 藤 恭 児

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 三方繁盛つれてってカー運営委員会
 兵庫県宍粟市一宮町上岸田 5 7 6
 会長 進 藤 恭 児

2. 登録番号
 神兵交第 1 1 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
三方、繁盛地区（降車場所は備考欄の場所に限る）	三方町出張所、一宮北診療所、なまり家、JA ハリマみかた営業部 三方郵便局、繁盛郵便局、まほろばの湯、ゲストハウス繁盛校 福野北バス停

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ゲストハウス繁盛校	兵庫県宍粟市一宮町上岸田576

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
ゲ ス ト ハ ウ ス 繁 盛 校	保有			1 (1)		1	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			1		1	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

三方、繁盛地区の住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

一乗車 100 円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 7 年 2 月 日

神戸運輸監理部長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること
宍粟市地域公共交通会議
(対象市町村)
宍粟市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 7 年 2 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
三方繁盛つれてってカー運営委員会
兵庫県宍粟市一宮町上岸田 5 7 6
会長 進藤 恭児
5. 調った協議の内容
(1) 路線又は運送の区域
三方、繁盛地区全域
(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
一乗車 100 円
(3) 運送しようとする旅客の範囲
三方、繁盛地区の住民
6. その他特記事項

令和 7 年 2 月 日
宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 7 年 月 日

名	称	三方繁盛つれてって力一運営委員会
住	所	兵庫県宍粟市一宮町上岸田 5 7 6
代表者の氏名		進藤 恭児

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

家用有償旅客運送者の名称

三方繁盛つれてってカー運営委員会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	姫路581む1904	4	宍粟市		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

三方繁盛つれてってカー運営委員会

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1	中尾 豊寛		普通	二種	
2	布川 浩崇		普通	一種	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					